

検査対象施設

いずれも利用者及び職員が対象

対象施設等	
【高齢者福祉サービス等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・通所介護（地域密着型含む） ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護ステーション ・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与・福祉用具販売 ・地域包括支援センター ・老人福祉センター ・介護予防・生活支援サービス <ul style="list-style-type: none"> -訪問型サービス -通所型サービス -その他の生活支援サービス -介護予防ケアマネジメント
【障がい者福祉サービス等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助（グループホーム） ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設 ・生活介護 ・短期入所 ・重度障がい者等包括支援 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型） ・就労継続支援（B型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・自立生活援助 ・就労定着支援 ・相談支援（一般、特定） ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・基幹相談支援センター ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・地域活動支援センター

	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業所 ・福祉ホーム ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業 ・盲ろう通訳・介助者派遣事業 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ・障がい者就業・生活支援センター
【児童養護施設等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設 ・婦人保護施設 ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） ・里親 ・児童自立支援施設 ・児童相談所一時保護所 ・婦人相談所一時保護所 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・認可外保育施設（企業主導型保育施設含む） ・児童厚生施設（児童館） ・放課後児童健全育成事業 ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・母子・父子福祉施設 ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・児童家庭支援センター ・幼稚園
【救護施設等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・医療保護施設 ・無料低額宿泊所 	